

会 議 録

会 議 名 (付属機関等名)		平成30年度 第1回 川西市国民健康保険運営協議会		
事 務 局 (担 当 課)		健康増進部 国民健康保険課		
開 催 日 時		平成30年9月19日(水) 午後1時30分		
開 催 場 所		川西市役所 4階 庁議室		
出 席 者	委 員	鎌田満子委員、野原登志子委員、土手道子委員、和田和代委員、 織田行雄委員、樋口淳一委員、松浦孝治委員、中原光治委員、 尾野上一夫委員		
	事務局	健康増進部長、健康増進部副部長、国民健康保険課長、 保険収納課長、国民健康保険課長補佐、保険収納課長補佐、 国民健康保険課主査		
傍聴の可否予定		可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由				
会 議 次 第		議題 1 平成29年度川西市国民健康保険事業特別会計の決算状況 等について 2 その他		
会 議 結 果		1 平成29年度川西市国民健康保険事業特別会計の決算状況等 について説明が行われた。 2 今後の予定について、委員に対し説明が行われた。		

副部長

それでは定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。私は、議事に入るまでの進行を務めます、健康増進部副部長の金淵と申します。どうぞよろしく願いいたします。

協議会に先立ち、委員の任期が本年9月15日をもって満了となったことに伴いまして、9月16日からを任期とする委員の委嘱について、小田副市長より辞令の交付を行います。

お名前を呼びますので、呼ばれた方は前までお進みください。

(副市長より辞令交付)

ありがとうございました。

続きまして、小田副市長より、皆様にごあいさつを申し上げます。よろしく申し上げます。

副市長

副市長の小田でございます。本日は大塩市長がまいりまして辞令交付とごあいさつをさせていただくところではございますが、他の公務のため失礼させていただいており、私の方からごあいさつさせていただきます。本日は川西市政の記念に残る一日となりました。キセラ地区の文化ホール、福祉関係施設、県の施設を複合した「キセラ川西プラザ」の竣工式、オープン記念式典を行うことができました。また、平成2年から平成18年まで大塩市長の前任を務めていただきました柴生進前市長が先日ご逝去され、本日の午前中に葬儀が行われました。慶事と弔事が重なったときはめでたいことが勝つと年配の方に教えられました。心にとめて、前に進んでいかなければいけないと考えているところでございます。

国民健康保険は、ご存知のように世界に誇る我が国の国民皆保険制度の中核をなすものでございます。ただ、被保険者の状況を

みますと、他の社会保険等に比べて平均年齢が高く、したがって1人当たりの医療費がどうしても高くなってしまいます。一方、自営業の方を中心に構成をみると、少し担税力が弱いという構造的な問題を有しております、今まで保険者でありました市町村にとりましては厳しい事業運営が迫られていたところがございます。国の方も段階的に財政支援の拡大等がなされておりましたが、とりわけ平成30年度からは広域的に事業を進めることによって、効率化、安定化を進めようということで、今までは市町村が運営主体となっていたものが、都道府県と市町村が共同で運営するという形で大きく転換点を迎えております。とは申しませんが、やはり国全体として高齢化が進む状況は予想されております。川西市も全国平均を上回るスピードで高齢化が進んでおまして、これからも1人当たりの医療費は伸びていくだろうということが推測される中で、どなたにも安心して医療を受けていただくためには、持続可能な保険制度にしなければなりません。皆様方におかれましては、お忙しい中、時間を作っていただくことになるとは思いますが、平成31年度の税率改定の在り方について、ご協議を賜りたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。

副部長

ありがとうございました。

なお、副市長は、この後、別の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

それでは、改めまして私の方から委員の方々をご紹介させていただきます。お手許の委員名簿をご覧ください。

まず、「公益を代表する委員」として、中原委員でございます。中原委員は、現在、社会保険労務士としてご活躍されています。当協議会の委員には平成22年9月にご就任いただき、ご就任時から会長を務めていただいております。

続きまして、本日はご欠席ですが、佐々木委員がいらっしゃいます。佐々木委員は関西大学教授としてご活躍されており、平成24年9月よりご就任いただいております。

続きまして、本日はご欠席ですが、板東委員がいらっしゃいます。板東委員は元大阪青山大学の教授としてご活躍され、平成28年4月よりご就任いただいております。

続きまして、尾野上委員でございます。尾野上委員は川西市コミュニティ協議会連合会理事、また加茂小学校区コミュニティ推進協議会会長としてご活躍されており、平成30年6月よりご就任いただいております。

次に、「保険医又は保険薬剤師を代表する委員」として、本日はご欠席ですが川西市医師会会長の藤末委員がいらっしゃいます。平成27年5月よりご就任いただいております。

同じく、川西市医師会副会長の織田委員でございます。平成27年5月よりご就任いただいております。

続きまして、歯科医師会副会長の松浦委員でございます。平成24年9月よりご就任いただいております。

続きまして、薬剤師会会長の樋口委員でございます。平成28年9月からご就任いただいております。

次に「被保険者を代表する委員」として、鎌田委員でございます。平成28年9月からご就任いただいております。

続きまして、野原委員でございます。平成28年9月からご就任いただいております。

続きまして、土手委員でございます。市民公募という形で今回からご就任いただくこととなりました。

同じく今回から市民公募という形で就任されました和田委員でございます。

次に市の職員でございます。
まず、荒崎健康増進部長でございます。
岡本保険収納課長でございます。
木山国民健康保険課長でございます。
金淵健康増進部副部長でございます。
次に、事務局の職員でございます。
保険収納課の中西でございます。
国民健康保険課の薄波でございます。
同じく森下でございます。
よろしく願いいたします。

それでは改めまして、ただ今より平成30年度第1回の川西市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

まず初めに、本日の委員の出欠をご報告いたします。藤末委員、佐々木委員、板東委員が欠席で、9名が出席であります。定数の半数を超えておりますので、川西市国民健康保険運営協議会規則第4条に従って、本日の運営協議会は成立していることをご報告いたします。

本日の会議は、「川西市国民健康保険運営協議会会議公開制度運用要綱第5条」の規定に基づきまして傍聴を認めることとしておりますので、ご了承をお願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。本日は机上に4点を配付しております。

まずは本日の次第でございます。

次に、川西市国民健康保険運営協議会委員名簿でございます。

次に、平成30年度国民健康保険事業概要と国保ガイドブックです。

なお、右上に「川西市国民健康保険運営協議会資料」と書かれた資料につきましては、事前にお送りしたものをご持参いただいているかと思っております。

資料のほうはお揃いでしょうか。

続きまして、次第の3. 会長の選出です。

会長の選出につきましては、国民健康保険法施行令第5条により、「公益を代表する委員」の中から選出することになっております。

公益を代表する委員の皆様につきましては、既にご了承をいただいておりますが、前会長の中原委員に引き続き会長就任のお願いをさせていただきたいと思っております。中原委員ご了解いただけますでしょうか。

【中原委員了解する】

よろしくお願いたします。

ここからの進行は会長にお願いいたしますので、中原委員は会長席へ移動をお願いいたします。

※中原会長、会長席に着く

会長

会長を務めさせていただく兵庫県社会保険労務士の中原でございます。運営協議会委員の皆様のご意見、ご提案をいただきながら川西市の国民健康保険事業が安定して運営できますように努めてまいりたいと思っております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは議事をすすめたいと思っております。

まず、本日の協議会議事録の署名委員を選出させていただきたいと思っております。

私から指名をさせていただきたいと思っておりますけれどもご異議ございませんでしょうか。

< 「異議なし」 の声 >

会長

それでは、異議なしとのことですので、本日の署名委員といたしまして、尾野上委員と鎌田委員を署名委員に指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に基づきまして進行させていただきます。

協議事項第1「平成29年度川西市国民健康保険事業特別会計の決算状況等について」を議題といたします。

それでは、内容について、事務局より説明をお願いいたします。

国民健康
保険課長

それでは順次説明を始めさせていただきます。

資料の1ページをご覧ください。

平成29年度国民健康保険事業特別会計収支につきましてご説明いたします。

まず、国民健康保険財政の仕組みを簡単にご説明させていただきますと、経費の中心となる一般被保険者にかかる医療給付費の財源としまして、65歳から74歳までの前期高齢者の保険者間の偏在による負担の不均衡を調整するための交付金を除いたうちの、半分を国や県からの補助金、残りの半分を原則保険税で賄う仕組みとなっています。

この資料は、本特別会計の平成28年度決算、平成29年度当初予算及び平成29年度決算並びにその差し引き、さらに備考といたしまして、平成28年度決算との増減理由などを歳入、歳出のおおむね款ごとにまとめたものでございます。

主な項目につきまして、説明させていただきます。

まず、歳入につきましてご説明いたします。

保険税では、平成29年度現年課税分の決算額は、31億2,729万6,000円となっております。対前年度決算比較で約2億609万円の減でございます。

これは備考欄に書いてありますとおり、被保険者数が4月から

3月ベースで2, 398人の減となっておりますのが、主な原因でございます。

次に、国庫支出金でございます。そのうち国庫負担金につきましては、医療給付費の一定割合分が国から補助される療養給付費負担金などがあり、保険給付費が減ったことなどにより負担金の額が約2億5, 000万円の減となっております。また翌年度に約1億3, 000万円がマイナス精算される予定です。

次に、国庫補助金は自治体間の国保財政の不均衡を是正することなどを目的として補助されるもので、前年度比で約2億5, 000万円の減となっております。この主な要因は、保険給付費が減ったことにより、普通調整交付金が約3億円減額となったことによるものでございます。

次に、療養給付費等交付金につきましては、退職者医療制度の被保険者にかかる医療給付費に対して交付されるもので、対前年度比で約2億2, 000万円の減となっておりますが、これは退職被保険者の減少によるものでございます。これにつきましては、翌年度に約1, 800万円のマイナス精算があります。

次に、前期高齢者交付金は65歳から74歳までの前期高齢者の保険者間の偏在による負担の不均衡を調整するための交付金でございますが、前年度比で約2億3, 000万円の増となっております。これは、平成29年度の概算額が増えたことと、そこから差し引かれる2年前の精算額が減ったことによるものでございます。

次に、県支出金でございます。そのうち県負担金につきましては、高額医療費共同事業の拠出金の25%相当が支給される負担金と特定健康診査の費用額の3分の1を県が負担する負担金がございますが、約2, 000万円の減となっております。これは主に、対象医療費が減ったことに伴い、高額医療費共同事業負担金が減額となったことによるものでございます。特定健康診査等負担金につきましては、翌年度に約270万円がマイナス精算され

る予定でございます。

次に、県補助金につきましては国保財政の安定化等を目的とした国民健康保険事業費補助金と財政調整交付金がございますが、約150万円の増となっております。これは主に保険給付費が減ったことに伴って普通調整交付金が約2,800万円減となった一方で、健幸マイレージに対する補助金の額が増えたことなどによって特別調整交付金が約3,000万円増となったことによるものでございます。

次に、共同事業交付金は国保における全ての医療費について県内市町村国保の拠出等により負担を共有する事業にかかるものでございます。対前年度比で約5億2,000万円の減となっておりますが、これは交付金の算定となる保険給付費が減ったことによるものでございます。

次に、繰入金については、平成28年度にはあった過去の赤字補填等の繰入金2億4,000万円が無くなったことなどにより約2億5,000万円の減となっております。

繰越金につきましては、平成28年度の決算状況が良好であったことなどから、約6億3,000万円の増となっております。

次に、歳出の表につきましてご説明いたします。

保険給付費につきまして説明いたします。備考欄をごらんください。

平成28年度には一般被保険者の1人当たりの給付費の伸び率が、対前年度比3.77%でしたが、平成29年度は対前年度比が0.7%となり、伸び率が鈍化しました。被保険者数の減と相まって、全体では約6億8,000万円の減となっております。

次に、共同事業拠出金は、約3億3,000万円の減額となっておりますが、これは県全体の拠出金額が減ったことによるものです。

また、歳入の共同事業交付金と歳出の共同事業拠出金を差引した収支状況については、約2億5,000万円のマイナス収支となっており、これに歳入の国庫負担金と県負担金の中にある高額医療費共同事業負担金の額約2億4,000万円を加えた収支状況においても、約1,000万円のマイナス収支となっております。

次に、基金積立金については、国民健康保険事業の健全な運営に資するため、平成29年度に基金条例を制定し、基金の積み立てを行ったものであり、その額は3月の補正予算後の余剰金となっております。

最後に、表の下の二重線で囲っております部分をごらんください。

平成29年度での歳入歳出差し引き額は、1億4,840万6,000円となっております。この額に翌年度精算額の1億5,073万5,000円を足し合わせて、基金への積立額9億6,728万6,000円を調整した後の実質収支額は9億6,495万7,000円の黒字となっており、平成28年度の実質収支額を差し引いた7,544万7,000円が平成29年度の単年度の実質収支額でございます。

資料1ページの説明は以上でございます。

会長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対して何かご質問等ございませんでしょうか。今回就任された方、わかりにくい点やもう一度説明してほしい等ございましたら、遠慮なく質問していただきたらと思います。特にございませんか。

それでは続いて資料の説明をお願いします。

国民健康
保険課長

続きまして、資料2ページにつきましてご説明いたします。
収納率向上対策についてでございます。

まず、(1)平成29年度の対応について、①の項目、徴収体制の強化でございます。

現年度対策といたしましては、納税呼びかけセンターを活用することにより、納付忘れの方や口座振替ができなかった方などに対し、納税勧奨を実施いたしました。

また、平成28年度に引き続きOJTの強化や滞納整理に関する研修へ積極的に参加することで職員の知識、意識の向上を図りました。そして、市税収納課、債権回収課との連携強化を図り、滞納整理を行うに際しての指導・助言や情報提供を受けるなど徴収強化に努めました。

次に、②の項目、滞納者との交渉強化でございます。窓口で納税相談を実施するときに、相手の事情をお聞きしながら、毎月納付可能な額を相談し、少しでも短い期間で納付を終えていただけるように、きめ細かな折衝を行いました。

また、約束いただいた分納誓約が守られていない方に対しましては、分納の不履行通知を送付することで、再度分割での納付をお願いし、連絡いただけない方に対しては、滞納処分を実施いたしました。

そして、事情をお聞きする中でどうしても納付が困難だというようなご相談をいただいた時には生活困窮者自立支援制度の説明を行い、担当窓口へ案内するなども行いました。

次に、③納税環境の整備でございます。平成25年度より国民健康保険への新規加入の方に対しては、原則的に口座振替での納付を依頼することで、金融機関やコンビニに出向いて納付していただく手間を省いて、納付忘れなどが起きにくい、より納付しやすい環境づくりに努めております。

そこで口座振替手続の簡素化を目的として平成26年10月よりペイジーを導入し、それによって口座振替加入率も向上しております。

また、平成28年度よりクレジット収納を開始し、納税環境の

改善に努めております。

次に、④財産調査・滞納処分の強化でございます。納期どおり納めておられる多くの方々との公平性をできるだけ保てるように、滞納者に対しての財産調査を行い、財産を所持しているのに納付していただけない方、分納額が少なく、なかなか完納に至らない方に対しては、滞納処分を実施いたしました。

調査の結果、財産をお持ちでない方に対しては、執行停止を視野に入れながら、当面の対策として、その方のできる範囲で分割納付を継続していただくことに努めました。

次に、(2) 国民健康保険税収納率の表をごらんください。

以上のような収納率向上対策を実施した結果、平成29年度の現年分については92.58%と対前年度比で1.24ポイントのプラス、滞納繰越分については20.45%と2.01ポイントのプラスとなりました。

資料2ページの説明は以上でございます。

会長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対して何かご質問等ございませんでしょうか。

委員

執行停止になると、どのような措置がとられるのか教えていただけたらと思います。

保険収納
課長

執行停止というのは、本来納付していただくものについて、いったん納付を保留するという意味がございます。本人には納付の請求をしないという状態で、そうなる理由としましては、実際に財産を持っていない、本人と連絡がとれない、住んでいるところかわからない、本人が亡くなられたという事情によるものが主なものでございます。

会長 ほかの質問はありませんか。それでは、（２）収納率について、県平均、全国平均はどのくらいの数字になっていますか。

保険収納課長 阪神間で平成２９年度一番高い収納率が９５．６６％、一番低いのが９１．４２％となっております。県平均は平成２９年度、９３．５９％となっております。

会長 川西市はまだ県平均になっていないということになるわけですね。

委員 言葉についての質問ですが、ペイジー導入とありますが、ペイジーとはどういったシステムなのでしょうか。

保険収納課長 口座振替の申し込みをする場合、申込用紙を金融機関の窓口に出していただくという手続きをこれまでしていただいていたのですが、本人のキャッシュカードを読み取る機械を市役所の窓口においておきまして、カードを読み取ることで口座振替の申し込み手続きが済むというものになっております。簡単に申込みいただけることで手続きの簡素化を目的として導入したものでございます。

会長 ほかにございませんか。
それでは続いて資料の説明をお願いします。

国民健康保険課長 次に資料３ページ、保健事業・医療費適正化事業の取組みについてご説明いたします。
まず、平成２９年度におきましては、特定健康診査の受診率向上のために、主に５つの事業を実施しました。
１つ目として、受診啓発チラシを受診率の低い４０代、５０代の被保険者がいる世帯へ配布しました。

2つ目として、特定健康診査の前年度未受診者に対する電話勧奨を、3つ目として、勧奨はがきの送付を昨年度に引き続き実施しました。

さらに、4つ目として、人間ドックの助成を引き続き実施するとともに、5つ目として、一定のがん検診を無料化し、特定健康診査と同時実施できる体制を整え、受診率の向上に努めました。

次にジェネリック医薬品に関しましては、3つの取組を実施しました。

1つ目として、ジェネリック医薬品希望シールを保険証の一斉更新時に同封するなどして配布しました。

2つ目として、先発の医薬品を使用した場合とジェネリック医薬品を使用した場合の差額通知を発送しました。

そして3つ目として、啓発のために能勢電鉄で中吊り広告を2週間掲載しました。

次に、医療費通知でございます。受診状況を把握していただくために、年6回で12カ月分の通知を送付しました。

次に、健康セミナーの開催でございます。みつなかホールにて株式会社タニタヘルスリンクの講師を招いて、食に関する講演会を実施しました。

次に、柔道整復レセプトの点検でございます。施術日数の多い被保険者へ文書照会を行い、適正な請求となっているか確認を行いました。

次に、健幸マイレージにおきまして、健診等の受診者にポイントを付与することで、特定健診の受診率向上に努めました。

4ページをご覧ください。

データヘルス計画に基づき、健診の状況や医療機関の受診状況などを分析して、糖尿病性腎症重症化予防や脂質異常重症化予防事業を継続実施しました。

次に、交通事故など、第三者の不法行為によって保険事故が発生した場合の第三者行為に関しましては、2つの取組を実施しま

した。1つ目として、市立川西病院と協立病院の待合スペースのテレビ画面にて、届出勧奨を行いました。

2つ目として、能勢電鉄において中吊り広告を2週間掲載しました。

次に、市民の健康に配慮した市内飲食店の紹介事業を「かわにし健幸れすとらん」と命名し、市のホームページで紹介しました。

次に、適正受診を啓発するためのリーフレットを作成し、全戸配布しました。

最後に、平成30年度の対応でございます。

1つ目として、健康セミナーの開催でございます。9月9日にアステホールにて、ライザップ株式会社の講師を招いて、生活習慣病などについての講演会とトレーニング体験を行いました。

2つ目として、特定健診の受診勧奨案内ですが、平成29年度に引き続き、初めて特定健診の対象になった人に受診券送付時にチラシを同封しております。

3つ目として、地域での特定健診の受診勧奨でございます。地域でのイベントや測定会などで、受診勧奨を進めていきます。

4つ目として、特定健診の啓発リーフレットの全戸配布でございます。6月下旬に既に全戸配布をいたしました。

5つ目として、データヘルス計画の推進でございます。昨年度末に策定しました第2期データヘルス計画に基づいて、糖尿病等重症化予防プログラムで、新たに未治療者への受診勧奨を実施していきます。

資料の説明は以上でございます。

会長

医療費適正化について様々な取り組みをさせていただいておりますが、この件につきまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。特に、被保険者の委員の方には直接関係するところがたくさんあるかとおもいますが、何かございませんか。

委員 パンフレットなどはいただいておりますが、ほかにもいろいろしてくださっていることがわかりました。

委員 ジェネリックの通知の方、ありがとうございます。いったんジェネリックに替えたものを戻された率はわかりますか。中には、一度は替えた患者さんがやはり戻してほしいといわれる場合があって、具体的な理由はあまりない場合が多いのですが。

国民健康
保険課長 戻ったデータは把握していない状況です。ジェネリック自体が今までは川西市内の薬局で処方されたものしか分からなかったのですが、ジェネリック全体の本当の利用率を把握するのが難しかったのですが、今後はさらに重要視されていくこともあり、本市としましても、ジェネリックの通知の在り方、業者を変えまして分析ができるように進めております。戻りの分析まで今後できるのかについては、なかなか難しいのではという思いがあります。

委員 国は80%を目指しており、今64.7%なので、ここを目指すとなると、いったん替えた方が戻るというのを防がないとなかなか80%までいかないと思います。ぜひ分析の方をよろしくお願いします。

会長 ほかに何かございませんか。

委員 今、定期的に医者にかかってお薬をいただいているのですが、個人的な理由で薬局を変えると、同じお薬ですが、窓口での支払額が違うことがありました。

委員 薬局は、基本調剤料とかお薬そのものの値段ではないところの費用もあります。お医者さんで考えるとわかりやすいのですが、

病院と医院では費用が違います。ジェネリックを推進している薬局は基本料金を上げる施策がとられています。24時間相談にに応じている薬局など、少しずつ薬局のしていることによって基本料が上がってきていますので、そこで経費の差ができるかと思えます。あとは、手帳の持参ですとか、かかりつけの薬局に手帳を持参すると費用が少し下がるようになっていきますので、初めて行かれた場合には、その薬局に対しては費用が少し上がる可能性があります。しいてはかかりつけ薬局に手帳を持っていく患者さんの意識が高まるというような施策もございます。その辺が原因かと思えます。

委員 調剤費自体には特に関係していませんでしょうか。

委員 負担金に関しては、すべて医療費の中の何%は負担金になりますので、もちろん窓口で支払う金額が上がるということはそれだけ医療費も上がっているということになります。

委員 腰を痛めたときに整体に行くと、マシンが置いてあって、勧められたことがあります。保険適用になっているのかどうかわかりづらいところがあります。

委員 医科以外のシステムはよくわかりません。柔整や接骨など保険適用できるのかと感ずることもあるが、相手の理論もあるので何ともいえません。

会長 3ページに出っていますが、柔道整復レセプト点検について、何かありますか。

国民健康
保険長 今おっしゃるのが、柔道整復なのかマッサージなのかでも違うところはありますが、治療の必要性が根拠になってくると思いま

す。はりきゅうマッサージに関しては、まず申請の際に医師の同意書ということで、まずその治療が必要だというのが必要になってきます。柔整に関しましても、内科的要因や慢性的なものは要件にならないとなっているので、その中の治療方法としてどういうものが適当なのかまではなかなかわからない部分がありまして、そこは委託業者のほうで上がってくる申請書の内容を精査いたしまして、適正かどうかを進めたり、先ほどの柔道整復につきましても、月10日以上あまりにも回数が多いところにつきましても、別途調査をさせていただいてということになります。

会長

お医者さんから処方されたものは、保険適用になるということのようです。それ以外に個人で受診した場合、内容によってはなるものとならないものがある話です。

ほかにご質問はありませんか。

それでは協議事項第2「その他」の項目に移りたいと思います。事務局から何かありますでしょうか。

副部長

今後の運営協議会の予定ですが、県から仮係数に基づく納付金試算が11月頃に出る予定となっているため、それ以後に運営協議会を開催したいと考えております。後日、日程を調整させていただいたうえで開催のご案内をいたしますので、ご出席賜りますようお願いいたします。

会長

現在、県で一括して県全体として事業を進めていく形で、川西市から県に保険料を納付する必要があるまして、その金額が11月ごろに出されるため、それに基づいて川西市としての31年度の保険料をどれくらいにすれば健康保険財政が成立するかの検討をしなければならないという話でございます。

国民健康

11月に出てくるのはあくまで仮の数字です。その後年末に詳

保険課長 | しい数字が出てきまして、1月初旬に正式な数字が出てきます。
1 1月の分については、仮の数字で説明させていただきます。

会長 | ほかに何かございませんか。無いようですので、閉会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成29年度川西市国民健康保険事業特別会計決算報告につきまして委員の皆様の活発なご審議をいただき、心よりお礼申し上げます。

これをもちまして、平成30年度第1回川西市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

以上